

令和元年度 第2回

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会議事概要

令和2年1月17日（金）13:59～14:40

ホテルメルパルク広島5階「桜」

【出席者】

委員(出席)：景山委員，川本委員，河野委員，甲野委員，砂島委員，中山委員，乗越委員，
花岡委員，久光委員，平松委員，前田委員，村上委員，弓場委員

委員(欠席)：金子委員，鈴木委員

広域連合：平谷広域連合長，寺崎事務局長，谷川事務局次長兼総務課長，
山西会計管理者兼会計課長，恒次業務課長

【会議要旨】

1 開会

事務局から委員の過半数の出席があり，審議会が成立していることを報告

2 広域連合長挨拶

3 議事

(1) 会議の公開について

会議を公開することを決定

発言は，会長の許可を得てから発言することを申合せ

(2) 報告事項

第1回運営審議会の議事概要について，事務局から説明

(3) 諮問事項の審議

ア 〔諮問事項1〕

広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について

(ア) 諮問事項1について事務局から説明

(イ) 質疑等

(委員) 今後、団塊の世代が後期高齢者医療制度に加わることで、医療費そのものが膨大となり、健康保険組合等が事業者や被保険者から集めた保険料から、後期高齢者医療制度の運営に充てるために拠出している、支援金等にかかる負担が一層増えるだろうと思われることから、医療費の適正化というところについて、後期高齢者広域連合としても、保険者機能を発揮して、具体的にどういうふうに医療費の適正化を進めるのかというところについて、取り組んでいただきたいということを医療保険者の立場で申し上げておきたい。

(事務局) 令和2年度から実施する、「介護予防と高齢者の保健事業の一体的実施」は、医療費が今後ますます増加をしていくことが見込まれる中で、元気に、健康に、いかに医療にかからないよう、予防や健康づくりを重点的に進めるということを念頭に置いた、計画の改定である。

広域連合としても、医療費の適正化、この保健事業だけでなくその他も含めて、より一層取り組んでいきたいと考えている。

(委員) 人生100年時代という中で、やはり健康寿命の延伸、これを目指し、体力面、精神面の両面に対して健康を深めることが大事だと思う。

まさに今回の「保健事業と介護予防の一体的実施」にそういったことが入っているんだろうと思うが、事業計画の中で、その趣旨のことがなかなか伝わってこないと感じる。

第4次広域計画を広く県民の方に見ていただくのであれば、例えば注釈をつける等、まさに心身両面の健康を維持していくための取組みであるということが分かるような形であってもいいのではないかと思う。

また、資料2の6ページの中で、医療関係者には分かるかもしれないが、一般の方が見られたときに、例えば「フレイル」、「ハイリスクアプローチ」、「ポピュレーションアプローチ」といった用語についてはなかなかピンとこないと思う。

これまでの計画に比べ、今回はなかなか難しいというか、ちょっと調べてみないと分からない用語もあるので、少し注釈等をつけるとより分かりやすくなるのではと思う。

(事務局) ご指摘の通り、被保険者の方に分かりにくい所については、注釈等を入れ、できるだけ分かりやすいような形にさせていただければと思う。

計画そのものがそんなに分厚いものではないので、細かくは記載ができていないというところはご了承いただきたいが、分かりにくい言葉については、注釈等を入れさせていただければと思う。

(ウ) 事務局案を承認

イ [諮問事項2]

広島県後期高齢者医療広域連合における令和2年度及び令和3年度の保険料率の設定について

(ア) 諮問事項2について事務局から説明

(イ) 質疑等

(委員) 資料3の4ページの年収200万円の場合の伸び率が1.46%と、その下の383万円よりも伸び率が高い理由は何か。

また、200万円以下の方への影響について教えて欲しい。

(事務局) 伸び率が低所得の方の方が高いのは、200万円の方については、2割軽減という低所得者対策があり、2割軽減した中での伸び率であるため、保険料の均等割額の伸び率に影響されている。

一方、200万円を超える方については、所得割額が影響してくるため、所得割額の伸び率との関連で逆転現象が起きているというふうに考えている。

(委員) 今後も、200万円の方の伸び率と383万円の方の伸び率とを比較すると同じような傾向が続いていくということか。

(事務局) これについては2年に一回の保険料率の算定に当たって、全体がどれくらい伸びてくるか、また、広島県の場合は、現在、所得割額と均等割額が50対50であるが、所得割額の率が変わって来たりしますとまたこれが逆になる可能性もあるため、これからも逆転現象が起こるかという、現時点ではまだ判断できない状況である。

- (7) 事務局案を承認し，答申書の作成を会長に一任することに決定

4 閉会